令和８年度第４回　電気機械専門部会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年10月21日（水）　午後１時30分～午後２時23分

場所　パークウエストン ホテル　サロンE　（徳島市南前川町3丁目1-22）

２　出席者

(公益委員)　竹原委員　段野委員

(労側委員)　木戸委員　矢藤委員　横井委員

(使側委員)　久米委員　鴻池委員　五島委員

３　主要議題

（１）電気機械器具製造業最低賃金改正審議について

（２）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

それでは、定刻となりました。本日は、前回、お伝えしましたとおり、稲倉部会長が所用により参加できませんので、段野部会長代理に会の進行をお任せすることとなります。それでは、会の進行をよろしくお願いいたします。

○段野部会長代理

皆さん、こんにちは、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、第４回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、審議会全委員の３分の２である６名以上、又は各側委員の３分の１である各１名以上の出席で成立することとなっておりま

す。

本日は、８名の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告します。

○段野部会長代理

ありがとうございます。それでは最初に本日の資料又は伝達事項がありましたら事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日、お配りする紙媒体の資料はございません。

伝達事項としまして、現在事務局で把握している他県の答申状況について、前回以降に答申されましたものについてお伝えします。

愛媛県が1,107円から1,165円となり、58円の引上げ

福岡県が1,137円から1,195円となり、58円の引上げ

大分県が1,066円から1,125円となり、59円の引上げ

となっています。以上です。

○段野部会長代理

ありがとうございます。それでは本日で改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いします。まず、前回、10月13日における労使双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、当初86円を引上げるべきとのご意見でしたが、影響率も考慮して79円を引上げて、1,184円とすべきとのご意見、使側のご意見としては、当初57円引上げるべきとのご意見でしたが、賃上げの必要性については認識しており、また同じ基幹産業である一般機械との金額差も考慮して、59円引上げて、1,164円とすべきとのご意見でした。最後に労使での二者協議を行っていただきましたが、結果については、その場では開示されず、労使双方が一旦持ち帰って、今回開示していただけるとの結果で終わっていました。

それでは、労使委員の皆様が持ち帰って検討していただいた、ご意見についていただき

たいと思います。先ず、労側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

お疲れ様です。 労側の意見でございますが、前回の労使の二者協議の中でも出た話ですが徳島県の電気産業の発展を考慮すると、今すぐにというのは難しいところではあることは理解できるのですが、今後段階的に一般機械との差を埋めていくべきだという意見を伝えさせていただいて、現時点での金額差が29円でありますので、これを５年で徐々に金額差を無くしていくということで、ざっくり30円を５年で無くしていくとすると１年で６円縮める必要があります。今回は一般機械の引上げ額が57円であることも踏まえて63円の引上げでいかがでしょうかという意見で労側の方はまとまっておりますので報告いたします。

○段野部会長代理

[redacted]委員、ありがとうございました。続きまして、使側委員の皆様いかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

お世話になります。使側の方も検討してまいりました。先ほど、労側からプラス63円という提示をいただきました。結論から申し上げると使側としては、現状ではまだプラス59円という状況で変わってはいないのですが、労側の方からもかなり歩み寄っていただきましたので、この後、ちょっと使側で検討させていただいた上で、ご回答させていただきたいと思っています。

○段野部会長代理

では労側は63円引上げ、使側は59円引上げということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。この後の審議の進め方ですけれども、労使委員の皆様のご希望はございますか。

○[redacted]委員（使側）

それでは、使側は一旦、使側委員だけで集まって、話し合いをさせていただいた後で、

可能でしたら、労使の二者協議という形で話し合いをさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）
問題ないです。

○段野部会長代理
ありがとうございます。一旦、労使各側で集まって話し合いをしていただくということで、事務局は各側委員の誘導をお願いします。

（労使各側で協議の後、労使の二者協議に入る）

○段野部会長代理
それでは審議を再開いたします。 労使の委員の皆様、協議の結果はいかがでしょうか。まず労側委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

○[redacted]委員（労側）
労側からというか、二者協議の審議結果としてお話します。先ほどの二者協議の中で使側からも真摯な回答をいただきました。今回、労側としても先ほど申し上げた通り、63円という意見であり、労使双方のそれぞれ考えていることを出し合っていましたが、使側から次のステップの金額を提示され、金額を言うと1,165円ですが労側としても全会一致を目指していくことがベストだという思いもありましたので、その金額で労使合意に至りましたので報告します。

○段野部会長代理
ありがとうございます。では、60円引上げて1,165円ということですね。使側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

今日の開始時点では４円の差があったのですが、二者協議の方で、現在の経営環境の厳しい中でも社員の待遇改善はしていかなければならないということで、労側の皆さんの歩み寄りもいただいて、先ほど労側よりお伝えしたとおり、使側もプラス60円の1,165円で了承し、労使合意いたしました。

○段野部会長代理

ありがとうございます。委員の皆様、ご審議ありがとうございました。労使が合意に至ったものと判断し、確認を致します。

令和８年度の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正については、60円引上げ、時間額を1,165円とする。適用除外については、従前と同じとする。

ということでよろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」の声）

○段野部会長代理

続いて発効日についても決定する必要がありますが、事務局より発効日について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より発効日についてご説明します。昨年度は地賃の発効日が１月１日となったことから、これに合わせて特賃についても１月１日発効としましたが、それまでは徳島におきましては電気、機械、いずれの特賃についても発効日は、12月21日を目指してきました。今年度は祝祭日の関係上、12月21日発効ができない状況にあり、近い日となりますと12月20日の日曜日、若しくは12月24日の木曜日となります。なお、本日答申した場合の最短発効日は12月19日の土曜日となります。また、参考としてですが一般機械の発効日は、12月24日の木曜日で答申されています。以上です。

○段野部会長代理

ありがとうございました。それでは、発効日についていかがいたしましょうか。労使の皆様のご意見を伺いたいとおもいます。

○[redacted]委員（使側）

使側としましては、事務局からの説明もありましたし、一般機械も12月24日であることもあり、統一して同日とすべきと考えますが、いかがかでしょうか。

○段野部会長代理

ありがとうございます。労側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

異議はありません。

○段野部会長代理

ありがとうございます。それでは、金額については、時間額1,165円とする。発効日については令和８年12月24日発効とする。ということでよろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」の声）

○段野部会長代理

ありがとうございます。それでは全会一致ということで、この内容をもって最低賃金審議会会長あての専門部会報告をさせていただきます。事務局は専門部会報告案の準備をしてください。

（事務局より各委員へ専門部会報告書案を配布）

○段野部会長代理

それでは、事務局は専門部会報告案を代読してください。

○事務局（賃金室長）

報告書案を読み上げいたします。

令和８年10月21日

徳島地方最低賃金審議会会長　段野聡子殿

徳島地方最低賃金審議会徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長　稲倉典子

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書、当専門部会は、令和８年８月27日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員　稲倉典子、竹原大輔、段野聡子

労働者代表委員　木戸敬一朗、矢藤寿浩、横井麻衣

使用者代表委員　久米智之、鴻池義勝、五島寛治

別紙

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域、徳島県の区域

２　前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ　手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額、１時間　1,165円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日、令和８年12月24日

以上です。

○段野部会長代理

この内容でよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○段野部会長代理

ただいま確認いただきました当部会の報告は、全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、当部会の決議をもって審議会の決議とすることができることが第１回本審で決議されています。

よって、直ちに専門部会報告の内容をもって局長あて答申を行います。

（委員から「異議なし」の声）

○段野部会長代理

本日は、局長がおられませんので労働基準部長に答申文をお渡しします。

（部会長から労働基準部長に答申文を手交）

○段野部会長代理

事務局は、答申後の手続について説明してください。

○事務局（賃金室長）

ただいまの答申に対する異議の申出に関する公示を本日付けで行います。異議の申出期間は、最低賃金法第15条第３項の規定により、公示日の翌日から起算して15日経過後の11月５日までとなります。異議の申出がなければ、そのまま官報公示を行い、12月24日に発効出来るよう事務手続きを進めてまいります。

異議の申出があった場合は、速やかに日程調整を行い、異議に係る審議を行っていただく本審を開催することとなり、その後、官報公示期間を経て指定日発効することとなります。滞りなく発効できるよう事務手続を進めてまいります。以上です。

○段野部会長代理

各委員のご協力により全会一致で結審することができました。改めて感謝申し上げます。事務局からお伝えすることはございますか。

○事務局（労働基準部長）

本来ならば局長の亀井からご挨拶申し上げるところでございますが、代理で私から御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、電気機械等製造業最低賃金の改正決定について、全会一致での答申をいただき、ありがとうございました。

電気機械等製造業最低賃金につきましては、今後、異議申出の手続きを経て、12月24日の発効に向けた手続きを進めてまいる予定です。私ども徳島労働局といたしましては、本日答申いただき、事務手続きを経て決定される電気機械等製造業の最低賃金額につきまして、地域別最低賃金と同様に、中小企業・小規模事業者を中心に周知に努め、履行確保に万全を期したいと考えております。

関係労使の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場での取り組みをお願い申し上げるとともに、今後とも労働行政に対しましてご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様に真摯にご議論いただき、本日答申いただきましたことにあらためて感謝申し上げ、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○段野部会長代理

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

委員の皆様、お疲れさまでした。

（閉会）